

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成19年4月1日

条例第4号

埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務局に常時勤務する一般職に属する職員の定数は、35人とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。